

答 申 書
(答 申 第 310 号)
令和2年(2020年)7月3日

1 審査会の結論

北海道知事が、「北海道総務部危機対策局危機対策課が保有する、平成22年6月28日公布、平成23年2月1日施行の平成22年総務省告示第246号に準拠しない違法な「腐食のおそれが特に高い地下貯蔵タンク」及び「腐食のおそれが高い地下貯蔵タンク」186本の施設に対する、消防署からの通知書「地下貯蔵タンクに対する流出防止対策について」及び「地下貯蔵タンク流出防止措置計画書」、消防署に対する回答書「地下貯蔵タンク流出防止措置計画書」(記入済みのもの)を不存在としたことは、妥当である。

2 審査請求の経過並びに審査請求人の主張及び実施機関の説明の要旨

省略

3 審査会の判断

(1) 本件諮問事案に係る開示請求の対象公文書について

本件諮問事案に係る開示請求(以下「本件開示請求」という。)の内容は、北海道総務部危機対策局危機対策課が保有する、平成22年6月28日公布、平成23年2月1日施行の平成22年総務省告示第246号に準拠しない違法な「腐食のおそれが特に高い地下貯蔵タンク」及び「腐食のおそれが高い地下貯蔵タンク」186本の施設に対する、消防署からの通知書「地下貯蔵タンクに対する流出防止対策について」及び「地下貯蔵タンク流出防止措置計画書」、消防署に対する回答書「地下貯蔵タンク流出防止措置計画書」(記入済みのもの)である。

(2) 本件諮問事案における審議について

北海道知事(以下「実施機関」という。)は、本件開示請求に対し、請求に係る公文書に関して、道の所管外であることから、消防署からの通知書や消防署に対する回答書は作成又は取得しておらず、現に保有していないとして、令和元年7月16日付け危対第823号で公文書不存在通知処分(以下「本件処分」という。)を行った。

審査請求人(以下「請求人」という。)は本件処分を取り消し、開示することを求めていることから、本件処分の妥当性について、以下判断する。

(3) 本件不存在処分の妥当性について

ア 実施機関の主張は概ね次のとおりである。

地下貯蔵タンク(以下「タンク」という。)は、消防法(昭和23年法律第186号。以下「法」という。)第10条第1項に規定される貯蔵所に該当し、同法第11条では、貯蔵所等を設置又は変更しようとする者は、当該区域の市町村長の許可を得なければならないと規定されている。

また、同法第12条において、貯蔵所等の所有者、管理者又は占有者は、貯蔵所等の位置、構造及び設備が第10条第4項の技術上の基準に適合するよう維持しなければならないとされ、同条第2項において、市町村長等は、その技術上の基準に適合するよう、これらを修理し、改造し、又は移転すべきことを命ずることができることと規定されている。

上記法定事項により、本件のタンクの設置又は変更の許可は、市町村長によって行われるものであり、また、技術上の基準に適合するよう修理等を命ずることができるのも市町村長となるものである。

道は、平成24年9月、消防庁の通知を受け、道内の各消防長に対し既設のタンクに対する流出事故防止対策の徹底について通知した。この消防庁通知では、経過措置期間後、対応として、期限内に具体的な改修予定期日を記載した改修計画又は改修報告書の提出について指導するよう求めている。これは法第12条第2項に規定される危険物施設の許可庁が技術上の基準に適合するよう修理等を命ずることができる規定に基づくものである。

したがって、改修計画等は危険物施設の所有者、管理者又は占有者が、許可庁である市町村長へ提出

するものであり、道には提出されることになっていないことから、道には請求のあった文書は存在しないものである。

イ 当審査会において関係法令を参照したところ、これらの本件開示請求に係る公文書は道の所管外であるとする実施機関の説明に特段不自然、不合理な点があるとは認められない。

したがって、実施機関が本件開示請求に係る公文書について不存在としたことは妥当であると判断する。

(4) 請求人のその他の主張について

請求人は、道が所管する事務や他部局の入札結果について、説明責任を果たさなければならない等、道行政の執行に対し意見を述べているが、これらの意見は、北海道情報公開条例（平成10年北海道条例第28号）の解釈適用を左右するものではなく、また、北海道情報公開・個人情報保護審査会条例（平成17年北海道条例第7号）で規定する当審査会の所掌事項に該当するものとは認められない。

以上のことから、結論のとおり判断した。

4 審査会の処理経過の概要

本件諮問事案についての処理経過は、次のとおりである。

年 月 日	処 理 経 過
令和2年1月8日	○ 諮問書の受理（諮問番号614） ○ 実施機関から関係書類（①諮問文、②審査請求書の写し、③公文書開示請求書の写し、④公文書不存在通知書の写し、⑤審査請求の概要、⑥弁明書の写し、⑦反論書の写し）の提出
令和2年1月15日	○ 本件諮問事案の審議を第二部会に付託
令和2年2月25日	○ 審査請求人から意見書の提出
令和2年3月3日 （第二部会）	○ 実施機関から本件処分の理由等を聴取 ○ 審議
令和2年4月27日 （第二部会）	○ 答申案骨子審議
令和2年6月22日 （第102回審査会）	○ 答申案審議
令和2年7月3日	○ 答申